

令和8年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生活動を促して労働者の健康を確保することを目的に展開され、令和8年度の全国労働衛生週間は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

のスローガンの下、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として実施されます。

群馬労働局では、令和5年度より第14次労働災害防止計画において「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定めて対策を進めています。

群馬労働局管内の労働者の健康をめぐる状況は、労働者の高年齢化に伴い定期健康診断の有所見率は長期的に上昇傾向で推移しており、平成18年に50%を、近年では全国を上回り60%を超える状況になっています。

一方、化学物質管理では、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度が令和6年度に全面的に施行され、化学物質の自律的な管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

さらに、労働者数50人未満の小規模事業場に対してのストレスチェックの実施が、令和10年4月1日より義務付けられることや、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第69条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組の検討も行われております。

各事業場におかれましては、本週間を契機に、労働者の健康確保と心身の維持向上など、労働衛生管理活動の再点検を実施され、労使協調の下での計画的な取り組みの推進と実践により、「健康職場」の気運を醸成いただきますようお願いいたします。

群馬労働局長 **上野 康博**